

エア遊具の事故防止に関する緊急的な取組について

8月11日に横浜市の遊戯施設で、幼児がエア遊具（空気膜構造の大型遊具）の送風機に指を入れて、指の先を切断する事故が発生しました。

下記のとおり、事業者に対してエア遊具（特に送風機の安全対策）の緊急点検等と呼びかけるとともに、消費者の皆さんへ利用する際の注意を呼びかけます。

記

○事業者の方は、次のような点を確認してください。

1. 送風機に接続されたホース等が外れやすくなっていないか。
2. 送風機に人が近づけないようになっているか。また、人の手が触れないような対策がとられているか。
3. 送風機周辺に「あぶない」「きけん」といった警告表示がなされているか。
4. 安全確保のための運営スタッフの配置は適切か。
5. 利用者にエア遊具の遊び方、禁止行為などを説明しているか。
6. 万一、事故が発生した場合の対応等が定まっているか。 等

○消費者の皆様は、お子さんが送風機に近づかないよう、くれぐれも御注意ください。



（写真のエア遊具は事故のあった遊具ではありません。）

本件に対する問い合わせ先
消費者庁消費者安全課 坂田、滝
TEL : 03(3507)9146
H P : <http://www.caa.go.jp/>